

移住・定住希望者、必見！！

空き家活用の支援策が一目でわかる！！



移住・定住を希望している市町に支援策はありましたか？
気になることがあれば、まずは、担当市町の窓口へ、
ご連絡ください！！
○、●、◎、をクリックすると各ページへジャンプします。
各事業の詳細につきましては、担当窓口へお問合せ下さい。



別紙3

○：空き家利用者に対する支援策 ●：空き家所有者に対する支援策 ◎：空き家利用者及び空き家所有者に対する支援策

()：対象範囲 []：対象者 []：支援策

【令和7年度版】

支援		広島県															山口県							島根県											
		広島市	吳市	竹原市	三原市	三次市	大竹市	東広島市	廿日市	安芸高田市	江田島市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町	世羅町	岩国市	柳井市	周防大島町	上関町	田布施町	平生町	浜田市	出雲市	益田市	飯南町	川本町	美郷町	邑南町	吉賀町			
		【担当窓口】 住宅政策課 0828-22-3394	【担当窓口】 地域企画課 0828-22-7749	【担当窓口】 都市整備課 0828-22-7741	【担当窓口】 地域企画課 0824-62-6129	【担当窓口】 都市計画課 0824-62-6168	【担当窓口】 住宅政策課 0827-59-2168	【担当窓口】 都市計画課 0827-59-1867	【担当窓口】 政策企画課 0824-42-5612	【担当窓口】 魅力づくり 推進課 0824-42-1647	【担当窓口】 都市整備課 0824-42-3174	【担当窓口】 企画財政課 0824-42-1647	【担当窓口】 企画課 0828-22-3208	【担当窓口】 地域協働課 0828-22-2116	【担当窓口】 まちづくり 推進課 0826-72-7358	【担当窓口】 企画課 0847-22-3206	【担当窓口】 シティ・プロモーション 課 0827-29-5012	【担当窓口】 地政課 0820-22-2111	【担当窓口】 空き家対策課 0820-74-1033	【担当窓口】 企画財政課 0820-82-0316	【担当窓口】 企画課 0820-82-0305	【担当窓口】 地政課 0855-25-9511	【担当窓口】 定住関係人口 推進課 0853-21-6210	【担当窓口】 地域振興課 0856-31-0173	【担当窓口】 まちづくり推進 課 0854-76-2864	【担当窓口】 まちづくり推進 課 0855-72-0634	【担当窓口】 活用される 課 0855-75-1121	【担当窓口】 企画課 0855-77-1437							
掘り起こし 空き家の 不動産業者 物件調査	(一部地 域)	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	●	—	—	—					
マッ チング	パ空き 家	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	—	◎ (所有者) (転入者)	◎	◎	◎	◎ (中山間地域)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	—	◎			
改修費 補助	有 無	◎ (住宅同地) ○ (中山間地域の一部地 域)	—	○	○	○	○	○	○	○ (中山間地域)	○ (子育て) ● (Uターン)	●	○	—	○ (所有者) (転入者)	●	○	—	○ (中山間地域)	○	●	○	○	○	○	○	○	○ (所有者) ◎ (移住者)	—	○					
		50万円 (住宅同地) 100万円 (中山間地域の一部 地域) ※リノベーション 料金 1,000万 円 (中山間地域の一部 地域) ※リノベーション 料金 ※家財整理費用と の合計	—	100万円 (新婚・子育て 世帯) 50万円 (上記以外の 世帯)	30万円	基本額：上限 100万円 (ハサウエイ) いずれも補助率 1/2)	50万円	50万円 (人口減少地帯) 最大30万円上乗 せ	40万円 ※岩石は子育て 世帯へ加算20万円	30万円 ※生活必需の 修繕に限る	30万円 ※家財整理 との合計 ※子育て世帯へ 加算あり	30万円	24万円 ※所有者 100万円 (利用者)	65万円	24万円 ※新規就農・ 済農登録 40万円	—	100万円 ※購入時 50万円 (所有者)	60万円	20万円	100万円	30万円	30万円 ※新規就農・ 済農登録 40万円	30万円 (賃貸物件・所有 者又は利用者、売 却物件の購入者で 次の2つに該当す る場合) ①10万円・補助 率20% ②20万円・補助 率20% ※子育て世帯・ 若者又はUターン 者 100万円 (賃貸物件・若者 又はUターン者) 100万円 (所有者かつUターン 者) ※対象経費： 1/2)	50万円 ※世帯年18歳 未満の者がいる 場合 ①10万円・補助 率20% ②20万円・補助 率20% ※子育て世帯・ 若者又はUターン 者 100万円 (所有者かつUターン 者) ※対象経費： 1/2)	50万円	350万円 (夫婦のいずれかが45 歳未満の世帯) ※扶養する中学生以下 の子ども(同居者) がいる世帯)	50万円	—	50万円 (所有者) 75万円 (利用 者)						
家財整理 補助	有 無	○ (中山間地域の一部地 域) ※改修費用の合計	—	10万円	10万円	20万円 (中山間地域) 5万円 (その他の地域)	—	10万円 又は15万円	20万円	—	5万円	—	—	—	○ (所有者) (転入者)	●	●	●	● (中山間地域)	●	●	●	●	●	●	●	● (所有者) ● (Uターン)	—	●						
		10万円	10万円	20万円 (中山間地域) 5万円 (その他の地域)	—	—	—	—	—	—	—	30万円 ※改修費用の合計 ※子育て世帯へ 加算あり	20万円	8万円	10万円	20万円	10万円	20万円	15万円	10万円	10万円 ※新規就農・ 済農登録 20万円	5万円	5万円	3万円 ※対象経費の 1/3	10万円	40万円 ※家財整理費用 クリア後上級 20万円	10万円	—	10万円						
状態整備	有 無	○ (新婚・子育て)	—	○ (青年夫婦) ○ (移住者)	—	—	—	○ (中山間地域) (子育て・移住者)	—	—	○ (子育て)	—	—	—	○ (子育て)	●	●	●	● (新築含む)	—	—	—	—	—	—	—	○ (夫婦のいずれかが45 歳未満の世帯) ※扶養する中学生以下 の子ども(同居者) がいる世帯)	—	—	—					
		—	—	30万円 (新婚・子育て) 50万円 (移住者) ※加算あり	—	100万円	—	—	—	佐伯:60万 円 吉和:90万 円 ※子育て世帯へ 加算あり	—	30万円	—	20万円	50万円～ 200万円 ※補助要件による	50万円 【子育て】	—	60万円 【45歳未満】 80万円 【移住者】	—	50万円 【45歳未満】 80万円 【移住者45歳未満】	—	50万円	20万円 【DIY等】 80万円 【45歳未満】 80万円 【移住者45歳未満】	—	—	—	—	—	—	50万円	50万円	—	—	—	
その他	有 無	● (家賃補助)	—	—	○ (DIY補助)	—	●	—	● (中山間地域)	—	—	● (DIY補助)	—	—	—	● (DIY補助)	○ (子育て)	—	—	—	—	—	—	—	● (DIY補助)	—	● (利子補填)	—	● (利子補填)	—					
		—	—	【家賃補助】 2万円/月 (住宅同地)	—	—	—	30万円	【登記補助】 15万円	—	—	【登記補助】 10万円	—	—	【登記補助】 50万円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
環境つくり	環境 地域をやに溶 すいたい	○	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					

・ 空き家バンクや改修補助など、市町で制度内容が異なります。詳細については、担当窓口までお問合せください。

・ 本資料は広島広域都市圏空き家等対策研究会の構成市町（31市町）の支援策を掲載しています。